

教育職員免許状の申請手続きについて

【臨時免許状の申請手続きについて（新規の場合）】

（教育職員免許法第5条第5項関係）

【提出書類】

※提出書類と現在の本籍・氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付すること。

提出書類等	注意事項等
教育職員免許状授与願 （様式第3号）	
教育職員免許状授与願 （様式3号の別紙様式1）	★ <u>電子申請システムにより申請を行う場合必要</u> （令和7年3月26日申請分まで）
履歴書 （様式第4号）	・学校の履歴書の写しでも可（要原本照合）
人物証明書 （様式第5号）	
身体証明書 （様式第6号）	・学校で受診した健康診断結果（1年以内のもの）の写しでも可（要原本照合）
助教諭採用見込証明書 （様式第9号）	
卒業・修了証明書及び成績証明書	・準学士の称号または学士・短期大学士・修士の学位について記載してあるもの。 ・長崎県で既に別の免許状を取得している場合は不要。
返信用封筒（角型2号）	・ <u>530円分の切手を貼付し、宛名を明記</u> （学校等に勤務している場合は所属長名）すること。

【注意事項】

- 1 令和6年12月1日より、原則、手数料は長崎県電子申請システムを活用した電子決済（クレジットカード・PayPay、d払い、au払い）による納入となります。
（令和7年1月1日より、コンビニ現金払いも可能）
- 2 郵便普通為替・郵便定額小為替は、令和6年11月31日申請受付分※まで、長崎県収入証紙は、令和7年3月26日申請受付分※まで利用可能となります。
※申請に不備がない状態で受理されたもの
- 3 電子申請システムにより申請をされる場合は、1件につき3,400円の手数料

を長崎県電子申請システム [\(教育職員臨時免許状授与申請手数料\)](#) より納入すること。また、納入後 **1週間以内** に申請書類を下記送付先まで送付すること※。期日までに申請書類が提出されない場合は、申請を取り下げさせていただきます。(手数料は返金)

※公立幼稚園、小・中学校の教員は、市町村教育委員会経由で申請書類を提出すること。

- 4 令和7年3月26日から3月31日は申請受付できません。
- 5 各種様式の本籍、氏名、生年月日は戸籍のとおり記載し、証明書等と現在の氏名、本籍が異なる場合は戸籍抄本を添付すること。
- 6 提出された書類については返却しません。
- 7 来庁して申請される方は、事前に連絡してご来庁ください。

《 送付先 》

〒850-8570 (住所不要) 長崎県教育庁働きがい推進室 (電話：095-894-3331)
--